

お知らせ

”長期収載品にかかる選定療養費”について

2024年10月1日から対象の長期収載品（先発医薬品）を患者さん自身で希望された場合、選定療養費として自己負担が発生します。

選定療養費は健康保険の対象外となります。
対象となる品目については、お気軽にお問い合わせください。



【対象品目】

後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品（準先発品を含む）または、後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品（準先発品を含む）

【自己負担額】

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

◆自己負担額の例◆

（1割負担の方）価格差が400円の場合、自己負担額はおよそ160円となります。

※次の場合は選定療養費の対象外です

- 処方医が医療上の必要性があると判断した場合
- 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- 剤形や効能・効果の差異等で、後発医薬品では適切な使用が困難な場合

◆選定療養費は、公費医療負担制度の支給対象外です◆

選定療養費については、自己負担となり、窓口での支払いが発生します。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

松岡病院 院長